

## 令和8年9月定例会 一般質問（概要）

令和8年10月1日5番

三橋 弘幸 議員



（三橋弘幸 議員）

大阪維新の会 大阪府議会議員団の 三橋弘幸 です。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

### **1 堺市西区の府所有施設について**

堺市西区の府・所有施設である泉北府民センターは、JR 鳳駅周辺の商業系の地域に位置し、高い資産価値があります。

建物は築後 50 年を経過し老朽化が進んでいますが、府が令和 6 年度に実施した劣化状況等の点検の結果、計画的な改修をしながら施設を維持することとなり、今年度から、屋上防水や外壁の改修等に向けた実施設計に着手すると聞いています。

一方、同じ堺市西区には令和 9 年度末で閉校予定の福泉高校がありますが、市街化調整区域で売却は容易ではないと考えます。

私は、泉北府民センターの土木事務所等の機能を福泉高校へ移すことによっ

て同校跡地を有効活用し、防災や地域コミュニティ機能の拠点とすることで、地域の活性化につながるのではないかと考えます。不要となった府民センター跡地は、売却等により民間活用することで、より一層有効に活用できると思います。このことを今すぐに判断することは難しいのは理解しますが、今後府内の多くの施設が建替えの時期を迎えることになる中で、個別施設ごとの事情だけでなく、地域の土地利用や、まちづくりの変化も踏まえ、柔軟に移転・売却の検討を進めるべきではないでしょうか。

こうした観点も踏まえ、今後の建替え検討をどのように進めていくのか、大阪府ファシリティマネジメント基本方針を所管する、財務部長に伺います。

#### <金森財務部長>

第2期基本方針では、計画的な更新（建替）を柱の一つに加え、その検討にあたっては、将来の利用需要に応じた適正規模・配置等、多角的な検討を行った上で、施設所管部局が策定する建替計画等を基に協議し、府としての方針を決定することとしています。

今年度から、泉北府民センターを含め、老朽化が進んでいる施設について、同種の機能を有するグループごとに、現地確認やヒアリングなどを実施し、建替の検討に必要な情報や実情の把握を進めているところです。

今後、建替等については、他施設への集約化や民間施設の利用などの可能性も視野に入れて検討するとともに、跡地の処理方針についても、民間ニーズや地域のまちづくり計画等を確認しながら、幅広い角度から検討してまいります。

#### （三橋弘幸 議員）

市街化調整区域に位置する福泉高校は、現在も災害時の避難所として、地域の防災を担っていることから、防災拠点としての活用や、校舎・体育館・グラウンド等、スポーツや健康づくりを通じ、多世代の交流の場として、社会資源としての価値は非常に高いことから、地元住民は、先日、堺市へ地域での有効活用を求める要望書を提出しています。

泉北府民センターの機能を福泉高校跡地に移転し大阪府と堺市との共同所有にすれば、商業地に位置する府民センター跡地は高額で売却でき、福泉高校跡地は地域の願う有効活用に繋がります。

今後、府内各地で公共施設の老朽化や再編が課題となる中、広域自治体と基礎自治体が連携し、公共施設や行政機能を地域全体で最適配置していく事は重要と考えますので宜しくお願い致します。

## 2 副首都化に向けた基礎自治機能の充実・強化について

現在、大阪府では、副首都・大阪の実現に向けた取組が進められていますが、そのためには、大阪市を中心とした都市部だけではなく、府内の各基礎自治体が地域の実情に応じた行政サービスを提供できる力を高め、府域全体として行政機能を強化するとともに、府内各地域がそれぞれの強みを発揮し、その成長を府域全体につなげていくことが重要であると考えています。

例えば、南大阪には、関西国際空港や港湾といった物流・観光面、堺臨海部の産業集積をはじめとしたエネルギー関連の強みがあり、北大阪には、国際文化公園都市（彩都）や北大阪健康医療都市（健都）といったライフサイエンス産業の強みがあります。大阪全体の成長に向けては、こうした地域の強み・特性を踏まえた取組が必要であると考えています。

一方で、人口減少や公共交通の維持、防災・インフラ整備等、一つの市町村の区域を超えて取り組むべき課題も多く、地域の実情を丁寧にくみ取り、これらに対応する支援の充実が必要であります。

このため、副首都をめざし、副首都になろうとする今こそ、各自治体の課題やニーズを的確に把握したうえで、基礎自治機能の充実・強化を図っていく必要があると考えますが、所見を総務部長に伺います。

### <市道総務部長>

基礎自治機能の充実・強化に向けては、複雑化・困難化する課題に対してスピード感をもって着実に対応するため、市町村局を令和4年4月に設置しました。

また、令和6年4月に施行された「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」に基づき、知事を本部長、部局長を本部員とする基礎自治機能充実強化推進本部を設置し、令和7年3月には「基本方針」を策定しており、市町村局が積極的にコーディネートを行い、取組を進めているところです。

具体的には、地域ブロック会議やワンストップの窓口である、「基礎自治コンシェルジュ」などで市町村の課題やニーズ把握に努めるとともに、一部の地域では市町村長がメンバーとなる協議会等を設置し、人材確保に向けた採用試験の共同実施や周遊イベントの開催による地域の活性化など、それぞれの課題を踏まえた、具体的な対応策について検討を進めています。

副首都・大阪の実現には、府内市町村がそれぞれの強みや特色を活かしながるとともに成長し、府域全体の発展につなげていくことが重要と認識しており、地域の実情を丁寧にくみ取りながら、関係部局と連携を密にし、しっかりと取り組んでまいります。

(三橋弘幸議員)

大阪が副首都を目指すのであれば、当然、大阪市を中心とする都市部だけが成長するのではなく、北大阪・南大阪など、府内それぞれの地域が持つ強みを延ばし、その成長を大阪全体の成長に繋げていく視点が重要です。

特にこれまでの大阪では『北高南低』とも言われ、地域によって人口動態や産業集積、交通インフラなどに差があることから、副首都化を、こうした府内の地域間の課題に向き合い府内全体の成長につなげる契機にして頂きたいと思います。

他府県に目を向けますと、愛知県では、東三河地域の振興を強力に進める為、東三河担当副知事を置き、地域の課題を庁内横断的に調整してきた事例があります。

大阪府においても、例えば南大阪を担当する副知事や、地域ごとの政策を統括する責任者を置くなど、地域の声を直接受け止め、部局横断で政策を動かすことのできる体制について検討して頂きたいと思います。



### 3 堺泉北臨海地域における成長産業の集積促進について

私の地元である堺市の堺泉北臨海地域には、日本有数の石油化学コンビナートをはじめ、鉄鋼、金属、ガス、発電所など、多様な、製造業・エネルギー産業が集積し、長年、大阪、そして、日本経済をけん引する役割を担ってきました。

そして、産業構造が変化する中、近年では、大規模な AI データセンターをはじめ、ペロブスカイト太陽電池の量産拠点や、持続可能な航空燃料である SAF の大規模製造設備などの、立地が進んでいます。

私としては、この堺泉北臨海地域を、最先端産業の拠点地域として明確に位置付け、成長分野の投資を、さらに呼び込み、日本の経済をけん引することが、多

極分散型・経済圏の形成の中核となる機能を担う副首都を、めざす上でも、重要になると考えます。

それには、本年４月からカーボンニュートラル分野や、先端的な、基盤技術分野に、対象が拡充された、成長特区税制の活用が重要となることから。２月議会における我が会派の大橋議員の質問に対し、堺泉北臨海地域の特区指定について、速やかに地元自治体と協議を行い、検討を進めていくとの答弁がありました。現在の協議・検討は、どのような状況か、商工労働部長に伺います。

#### <東口商工労働部長>

堺泉北臨海地域は、大規模な区画を有する産業用地が連なっており、関西国際空港に近く鉄道や高速道路など充実した交通インフラも存在しています。

議員お示しのとおり、近年、成長分野への大規模投資が進んでおり、最先端産業の拠点地域となるポテンシャルを有していると認識しております。

現在、同地域を新たな成長特区に指定するべく、地元市である堺市と高石市と協議を進めています。特区指定の要件としている地元市の立地支援制度については、すでに整備がなされている堺市に加え、このたび高石市では、制度の制定に向けた条例案が９月議会に提出されるなど、特区指定に向けた準備が着実に進んでいるところです。

今後とも、地元市と十分に調整の上、速やかに同地域の成長特区指定を行い、企業投資や産業集積を加速させてまいります。

#### (三橋弘幸議員)

是非、速やかな成長特区指定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

先日、ガンダムのプラモデルで有名な BANDAI SPIRITS が、西日本では初となるプラモデル生産工場を堺市に新設し、本年１１月から稼働すると発表されました。今回の進出では、安定的な生産体制の構築だけでなく、西日本の輸出港などを活用した物流の効率化も、その狙いとして示されています。

私は、この企業進出を一つの工場立地として終わらせるのではなく、南大阪全体の産業成長につなげていく視点が重要だと考えます。

高速道路のインターチェンジ周辺など交通・物流面で優位性を持つ地域について、市町村と連携し、新たな産業用地の確保・創出を進め、南大阪に関連産業が集積し、関西国際空港や港湾から世界へ展開するという産業軸を、形成していくことが南大阪の発展と副首都大阪の実現に大きく関わる事だと考えますので、今後の更なる取組みをよろしくお願いいたします。

#### 4 強度行動障がいの状態にある方への支援について

次に、強度行動障がいの状態にある方への支援についてお伺いします。

強度行動障がいは、自分の体を傷つけたり、ものを壊すなど、日常生活に困難を生じさせる行動が、著しく、高い頻度で、継続的に起こる状態のことを指します。私のもとには、そうした方のご家族から「自分の体を傷つけたりするが、子どもが大きくなると制止するのも難しい」「大声を出すので近所から苦情を寄せられる」等の声が寄せられており、特に最近は、「親が亡くなった後、我が子はどうなるのか」という不安の声を聞くことも多くあります。こうした不安に、応えていく為には、家族だけで、支援を担うような状態を改善し、入所施設に加え、グループホームや日中活動事業所など、地域の社会資源を活用しながら、障がいのある方が、希望する地域で、安心して暮らし続けることができる体制を、整えていくことが重要であります。

また、こうした支援体制を計画的に整備していく上では、強度行動障がいの状態にある方が、どの程度おられ、どのような支援ニーズを有しているのか、また、受け皿となる社会資源の状況を把握しながら、支援体制の整備を進めていく必要があります。

府が行った最新の調査によると、障がい者・支援施設への入所待機者は1,111人であり、そのうち656人が強度行動障がいの状態にある方と聞いており、これは支援ニーズの一端を示すものと受け止めています。

強度行動障がいの状態にある方への支援については、府には、広域の見地から、実態把握や専門人材の養成を進め、市町村や事業者による支援を後押ししていく役割が求められていると考えます。

そこで、強度行動障がいの状態にある方への支援の充実に向けた大阪府の取組について、福祉部長に伺います。

#### <金森福祉部長>

府では、強度行動障がいに関して、一人ひとりの状態に合った支援が行われるよう、市町村と連携しながら、府が新たに作成したツールを用いて、対象者数や支援ニーズ、社会資源の把握を進めています。また、関係機関による協議の場を設置するなど、地域における支援の充実に取り組んでいます。

人材養成については、これまでの従事者養成研修に加え、事業所で指導的役割を担う中核的人材養成研修が、国において、令和6年度から実施されています。今後、都道府県も実施主体となる見込みであることから、専門人材を計画的に養成できるよう、講師の確保など必要な準備を進めているところです。

府としても、実態把握や人材養成に取り組むとともに、専門人材による事業所

への助言・援助を通じて支援の質の向上を図り、本人や家族が安心して暮らせる地域づくりにつなげてまいります。

（三橋弘幸議員）

実態把握や専門人材の養成を進めて頂く事は大変重要です。

入所待機者 1111 人のうち、656 人が強度行動障がいのある方だという現実を重く受け止めなければなりません。

家族が高齢になり、支える事が出来なくなってから受け皿を、探すのでは遅く、実態把握によって、どこに、どのような支援が必要とする方がおられ、何が不足しているのかを明らかにし、具体的な社会資源の確保に繋げて頂きたいと思います。

そして、専門性の高い支援だからこそ、市町村任せにするのではなく、広域自治体である大阪府が前面に立ち、市町村の区域を越えた取組みを是非ともよろしく願います。



## 5 地域計画の推進に向けた農地中間管理事業の運用について

次に、地域計画の推進に向けた農地中間管理事業の運用についてお伺いいたします。

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、農地を意欲ある担い手へ集積・集約化していくことは大阪農業の持続的な発展に欠かせません。府内 339 地区で策定され 10 年後の地域農業の将来像を示した地域計画は、今後、その実現に向けた

具体的な取組が進められる段階にあり、農地の貸借を進める農地中間管理事業の役割は、これまで以上に重要であります。

しかし現場では、農地中間管理事業における農地の賃料について、農地法の規定により農業委員会が提供する、地域の賃借料水準における平均額を、上限とすることが定められており、貸し手と借り手が合意しているにもかかわらず、賃料が地域の賃借料水準における平均額を、上回ることを理由に事業を活用できず、貸借が成立しない事例が生じています。

農地中間管理事業は、本来、農地の集積・集約を進め、担い手への農地利用を促進することを目的とした制度であり、賃料の面で協議が不成立となり、地域計画の推進や担い手への農地集積の妨げとなっているのであれば、制度本来の目的が十分に果たされているとは言い難い。府は、農地中間管理事業における賃料設定の現状と課題をどのように認識しているのか。また、地域の実情を踏まえた賃料設定のあり方について、環境農林水産部長の所見を伺います。

#### <原田環境農林水産部長>

農地中間管理事業は、担い手への農地の集積・集約を進めることで地域計画の実現を支える重要な仕組みであり、円滑な制度運用が必要であると認識しています。

農地中間管理事業の賃料については、原則、農地法第52条により農業委員会が提供する地域の賃借料水準を勘案し、貸し手、借り手及び農地中間管理機構である大阪府みどり公社で協議の上、決定されています。これにより、新たに農地を借りる担い手にとって利用しやすい仕組みとなっています。

一方で、市町村域一律にて賃借料水準を設定している地域などでは、貸し手と借り手が合意した額と賃借料水準が乖離することもあり、農地中間管理事業による貸借が成立しない事例が生じています。

こうした事情を踏まえ、地域ごとの農地の立地や利便性をふまえ、その条件に応じた賃借料水準を設定するよう、市町村農業委員会に働きかけてまいります。

今後も、円滑な農地中間管理事業の実施により担い手への利用集積を図ることで、意欲ある担い手の規模拡大を支援し、大阪農業の成長産業化に努めてまいります。

(三橋弘幸議員)

各市町村の現場の実態をしっかりと把握し、広域自治体として実効性のある運用改善に取り組んで頂きますようお願い致します。

以上で一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。